

# 都市構造可視化行政連絡会への入会について

## ◆都市構造可視化行政連絡会とは

都市構造のあり方について検討するために、関東地方の1都8県が中心となって設立された連絡会です。

連絡会は以下の3つの活動を行っています。

- ・都市構造の把握のためのデータ収集、整理
- ・会員相互の協働による都市構造の把握、都市構造のあり方の検討
- ・各都市圏における都市構造可視化の促進および都市構造検討の推進

## ◆入会方法

- ・都市構造可視化行政連絡会への参加主体は、市区町村などの行政機関等に限りません。
- ・入会条件としては、市区町村が保有する、都市に関するデータを1つ以上、ご提供いただくとともに、活動成果をご報告していただきます。  
(詳細はお問い合わせ下さい。)
- ・入会は無料です。

## ◆入会すると…

- ・都市圏の基礎的な分析カルテを作成し、お届けします。
- ・連絡会が保有するデータを利用した分析が可能となります。
- ・連絡会等における都市構造についての情報交換に参加できます。

## ◆注意事項

- ・分析結果、分析で得られた知見は、連絡会にご提供いただきます。
- ・ご提供頂いた知見は、検討会の資料として使用することがあります。また、公表する可能性があります。
- ・連絡会にご提供いただくデータは、連絡会における検討のために収集しているものであり、これ以外の目的に利用することはありません。

## ◆分析に活用可能なデータ（関東全域）

- ・国勢調査（総人口、5歳階級別人口、産業別就業者数など）
- ・事業所・企業統計調査（産業別事業所数及び従業者数、同規模別など）
- ・国勢調査、事業所統計調査のリンクによる地域メッシュ統計  
(昼間人口、昼夜間人口比など)
- ・商業統計（業種別事業所数、従業者数、年間販売額など）
- ・関東管内区域区分データ
- ・関東管内駅・バス利用圏データ

## 都市構造可視化行政連絡会 規約

### （目的）

第1条 都市構造可視化行政連絡会（以下「連絡会」と言う。）は、都市構造を定量的に表現するためのデータの収集・解析、表現方法の検討等を通じて、各都市圏において都市構造の理解の深化と今後の都市のあり方を検討する際の「都市構造可視化モデル」の提案とモデルの活用について支援することを目的とする。

### （連絡会の議題）

第2条 連絡会は、次に定める事項を議題として検討を行う。

- 1 都市構造の把握のためのデータ収集、整理。
- 2 会員相互の協働による都市構造の把握、都市構造のあり方の検討。
- 3 各都市圏における都市構造可視化モデル検討の促進および連絡会の支援による都市構造検討の推進。

### （構成）

第3条 連絡会は、本連絡会の設立主旨に賛同し、参加を希望する市町村等の行政機関（以下「会員」と言う。）をもって構成する。

### （連絡会の運営）

第4条 連絡会には、連絡会事務局を設置し、連絡会の招集、運営等は連絡会事務局が行う。

2 連絡会事務局は必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

3 連絡会事務局は以下の者とする。

関東地方整備局 建政部 都市整備課

### （入会）

第5条 連絡会へ入会を希望する団体は、その旨を連絡会事務局宛に連絡し、事務局が承認することにより会員として参加できるものとする。

2 会員は、各市町村が保有する、都市に関するデータをひとつ以上を連絡会に提供しなければならない。

3 入会費は無料とする。

### （退会）

第5条 連絡会の退会を希望する会員は、その旨を事務局に報告するものとする。

(会員の特典)

第6条 連絡会の会員となることにより、下記の特典を受けることができる。

- 1 連絡会が、各都市圏の基礎的な分析カルテを作成し提供する。
- 2 連絡会が保有するデータを利用して都市構造の分析を実施することができる。
- 3 連絡会への参加を通じて都市構造の分析等についての情報交換に参加できる。

(留意事項)

第7条 個々の会員が実施した分析結果、分析で得られた知見は連絡会へ提供することとする。

2 連絡会が保有するデータは、連絡会における都市構造のあり方検討のためだけに収集しているものであり、これ以外の目的には利用しないこととする。

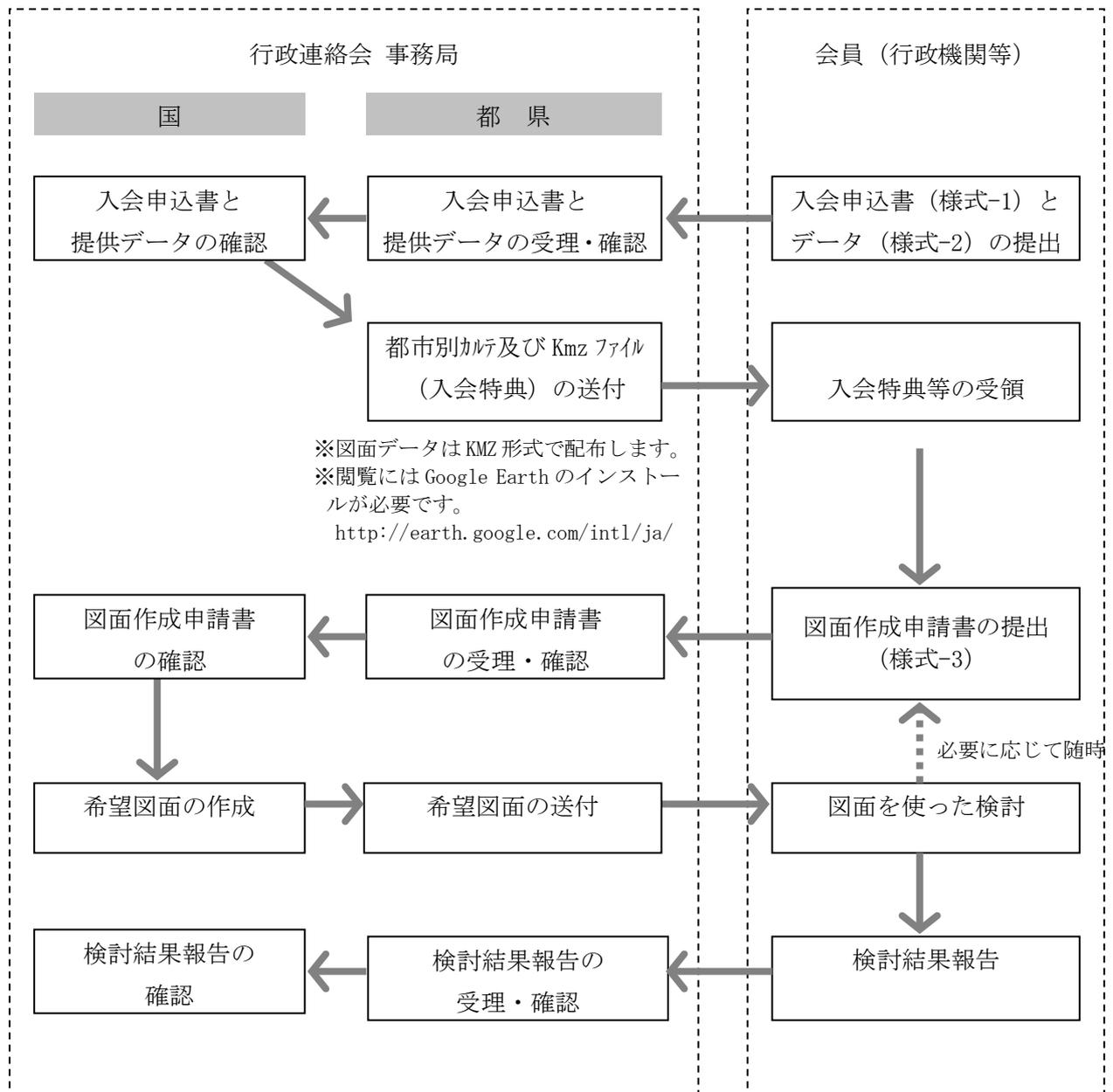
(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会に諮って定めるものとする。

附則

本規約は、平成21年11月20日より施行する。

## 【入会手続きの流れ】



## 行政連絡会への入会状況

※平成 23 年 3 月 9 日現在、22 団体が入会済

No.	都県名	市区町村名	部署名	入会申込
1	茨城県	桜川市	都市計画課	H22.2.23
2	茨城県	石岡市	商工観光課	
3	埼玉県	さいたま市	交通企画課	
4	埼玉県	熊谷市	商業観光課	
5	埼玉県	川越市	中心市街地活性化課	
6	東京都	八王子市	産業政策課	
7	東京都	町田市	都市計画課 企画政策課	
8	神奈川県	川崎市	交通計画課	
9	長野県	松本市		
10	長野県	須坂市	まちづくり課	H21.12.24
11	長野県	中野市		H22. 1. 8
12	群馬県	前橋市	都市計画課	H22. 4.16
13	国交省	国土計画局	広域地方整備政策課	H22. 4.16
14	長野県	塩尻市	都市づくり課	H22. 4.28
15	東京都	日野市	都市計画課	H22. 4.28
16	栃木県	宇都宮市	都市計画課	H22. 6. 2
17	栃木県	鹿沼市	都市計画課	H22. 6. 2
18	埼玉県	所沢市	都市計画課	H22. 6.14
19	埼玉県	さいたま市	都市計画課	H22. 6.18
20	神奈川県	藤沢市	都市計画課	H22. 8.18
21	独立行政法人	都市再生機構	東日本支社業務推進チーム	H22. 9.30
22	神奈川県	横浜市	都市計画課	H23. 2. 4